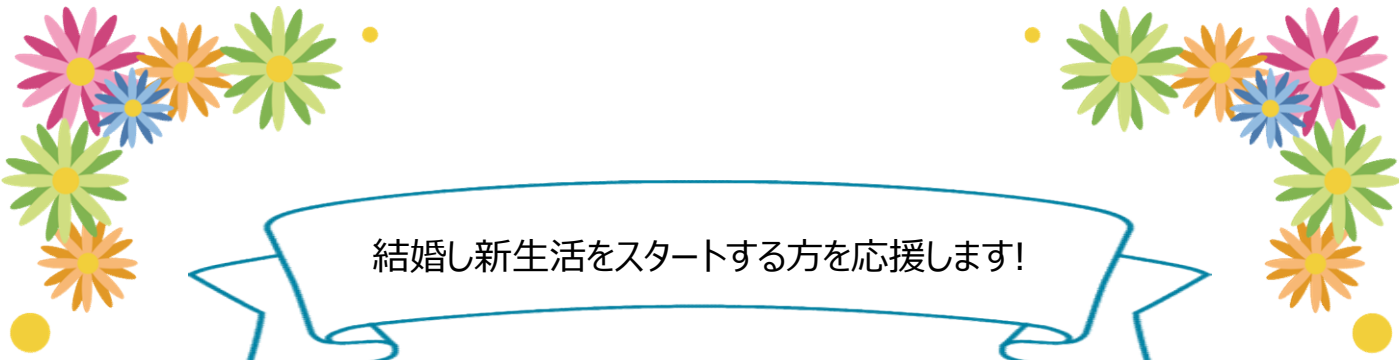




結婚し新生活をスタートする方を応援します!

北秋田市結婚生活応援事業

北秋田市では、結婚後も引き続き北秋田市に居住する夫婦の新生活を応援するため「結婚生活応援金」を差し上げています。詳しい手続きは、次のページをご覧ください。



● 申請・お問い合わせ先 ●
北秋田市役所 総合政策課
移住・定住支援室（本庁舎 2 階）
TEL : 0186-62-8002
メール : iju@city.kitaakita.akita.jp



2022.4.1～
対象者を拡大
しました

1. 対象となる世帯

対象となるのは、次の条件を全て満たす夫婦等です。

- 婚姻届が受理された日から1年以内に夫婦等の双方が市内に居住し、住民基本台帳法に基づき本市に住民登録を行っていること。
- 3年以上婚姻を継続し、かつ、夫婦等の双方が引き続き3年以上市内に居住する意思を有する旨を書面により市長へ提出していること。
- 婚姻届受理日において、夫婦等の合計年齢が80歳以下であること。
- 夫婦等の双方が本市及び従前の居住地において市税の滞納がないこと。
- 夫婦等の双方が北秋田市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有していないこと。
- 夫婦等の双方が本市の結婚支援施策に協力できること。
- 夫婦等のいずれかが過去に同制度に基づく応援金を受けたことがないこと。

(※「あきたパートナーシップ宣誓証明」を行ったパートナーシップ関係にあるカップルも対象となります。)

2. 応援金の額

- 1組につき10万円

ただし、夫婦のいずれかが北秋田市移住希望登録の登録者であり、北秋田市に移住後3年以内に婚姻した場合は、10万円を加算します。(※)

※ 移住の定義 ※

この制度において「移住」とは、秋田県外から本市へ住民登録し居住することをいいます。ただし、過去に本市に住民登録し居住したことがある場合は、本市を転出してから1年以上経過した後、本市へ住民登録し居住することをいいます。

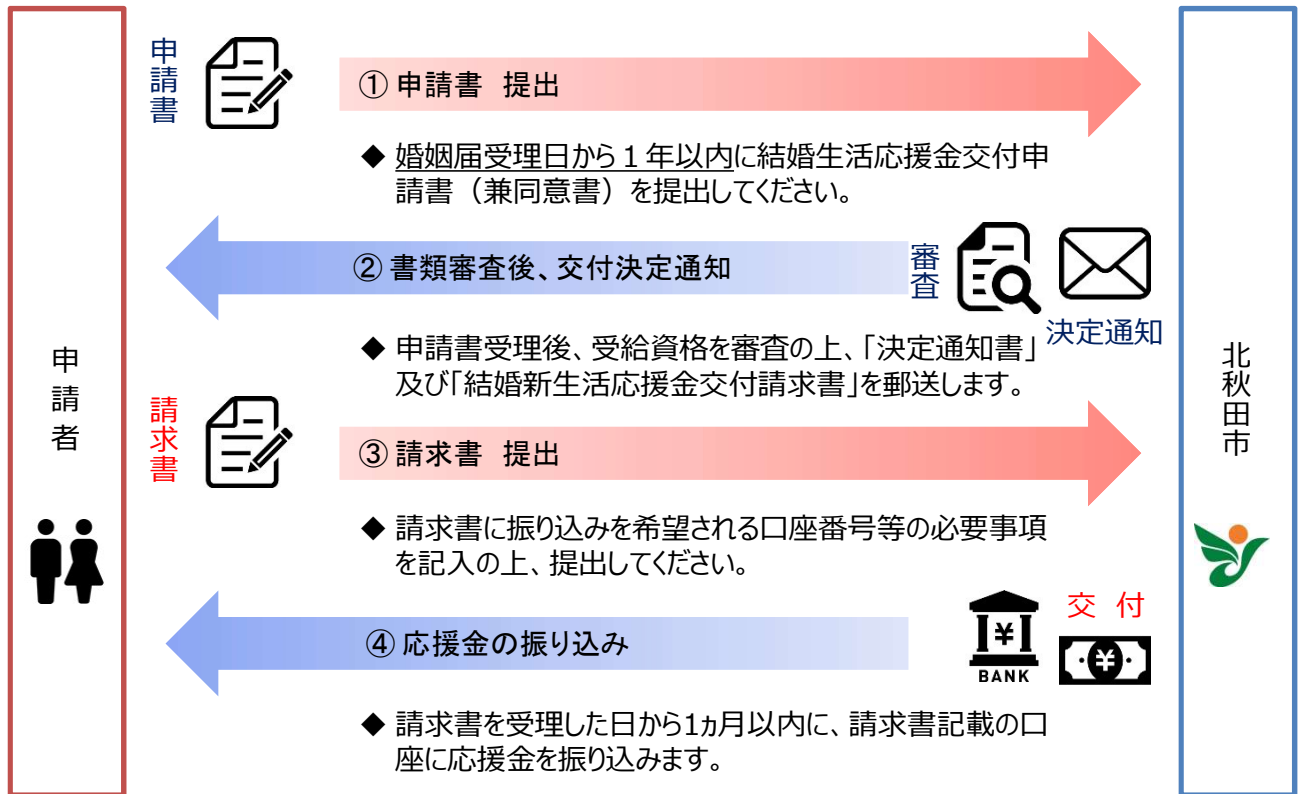
3. 提出書類

婚姻届受理日から1年以内に次の書類を提出してください。

	チェック	書 類
①		北秋田市結婚生活応援金交付申請書（兼同意書）【様式第1号】
②		婚姻届受理証明書又は戸籍謄本その他婚姻を証する書類
③		夫婦の住民票
④		夫婦の納税証明書又は非課税証明書等、滞納がないことを証する書類 (北秋田市で賦課されていない場合は、転入前の市区町村のもの)

※上記以外にも、市長が必要と認める書類を提出していただく場合があります。

4. 手続きの流れ



5. 応援金の返還

次に該当する場合は、応援金の交付決定を取消し、交付した応援金の全額若しくは一部を返還していただきます。

返還事由	返還金額	返還方法
虚偽の申請その他不正な行為により応援金の交付を受けたと認められるとき	交付金額の全額	返還命令を受けた日から3ヵ月以内に一括返還すること
夫婦等の双方が市内に生活実態がないと認められたとき	応援金交付後	
夫婦等の双方が交付申請書の提出日から起算して3年以内に他の市区町村へ転出したとき	1年以内 交付額の全額	
	2年以内 交付額の60% 3年以内 交付額の30%	
その他市長が不適当と認めたとき	交付額の全額	

6. 事業に関する質問（Q&A）について

Q 1 再婚の場合も対象となりますか？

A 1 対象となります。ただし、夫婦のいずれかが過去にこの制度に基づく応援金の交付を既に受けたことがある場合は、対象となりません。

Q 2 市の結婚支援施策への協力とは、どのようなことを行うのでしょうか？

A 2 市が行う婚活イベントの周知活動（例：身近な独身者の方へのイベント参加のすすめ）、結婚支援施策に関するアンケート調査などへ協力していただきます。

Q 3 北秋田市結婚生活応援金交付申請書（兼同意書）は、どこでもらえますか？

A 3 市役所本庁舎 1 階 市民課市民係、2 階 総合政策課移住・定住支援室、合川総合窓口センター、森吉総合窓口センター、阿仁総合窓口センター、前田出張所、大阿仁出張所で受け取ることができます。また、市ホームページからもダウンロード可能です。

【ダウンロード方法】

市ホームページ トップページ > 暮らしの情報 > ライフイベント > 結婚・離婚 > 出会い・結婚支援

Q 4 郵送による申請も可能でしょうか？

A 4 可能です。婚姻日受理日から1年以内に申請書及び添付書類を添えて、郵送申請してください。

〒018-3392 北秋田市花園町19-1

北秋田市役所 総合政策課 移住・定住支援室 宛

北秋田市結婚生活応援金交付申請書類 在中

7. 申請・お問い合わせ先

北秋田市役所 総合政策課 移住・定住支援室（本庁舎 2 階）

〒018-3392 北秋田市花園町19-1

TEL : 0186-62-8002 FAX : 0186-63-2586

E-mail : iju@city.kitaakita.akita.jp

第4稿 令和4年8月